

6 事例

事例1 消滅時効期間の経過した債権の貸倒れ

当社は自動車部品製造業を営んでいます。X社に対する売掛債権の回収が遅延しています。その売掛債権の消滅時効期間が当事業年度末までに到来しますが、当事業年度に貸倒損失として処理できるでしょうか。

結論 貸倒損失は、X社の財務状況の悪化に伴い、売掛債権を回収できるか否かで判定する。売掛債権が消滅時効になり、X社が時効の援用をすると支払いを請求することができなくなる。このような事態は、個々のケースにより異なるが、相手方に支払能力があると考えられるのに、特別な措置を講じないで、消滅時効の期限が到来した場合は、消滅時効を理由としての貸倒損失は認められない。

解説 商事債権の消滅時効期間は5年であるが（商法522）、単に消滅時効期間が経過したからといって、貸倒損失として損金算入されるわけではない。

時効による債権消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときに初めて確定的に生ずると解されており（最判昭61.3.17、民法145参照）時効期間が経過したことのみでは債権は消滅しない。

また、債権自体が時効により法的に消滅したとしても、X社の財務状況が悪化していて支払不能となっていたことが必要であり、回収努力を怠っていて単に時が経過して時効が完成し損金に計上したという場合は寄附金として取り扱われる。

相手方に支払能力がない状態で、消滅時効の期限が到来した場合は、貸倒損失の処理になる。

（参考条文等）

・民法145 ・商法522
・法基通9-6-2、9-6-3

事例2 破産手続きと貸倒れ

売掛債権の相手先の顧問弁護士から、破産手続きの開始決定がされたとの文書が届きました。法人税基本通達9-6-1には法定整理手続きのうち会社更生手続き、民事再生手続き及び特別清算手続きに関する規定はありますが、破産手続きに関する規定がありません。破産手続きの場合には、どのような場合に貸倒損失処理できるのでしょうか。

結論 破産手続きには法的な債権切捨てという手続きがないため、法人税基本通達9-6-1には規定がない。したがって、9-6-2により全額が回収不能の時点で損金算入が可能となる。

解説 法的整理手続きのうち、会社更生手続き、民事再生手続き及び特別清算手続きの各手続きの中で債権が切り捨てられた部分の金額が貸倒損失として損金の額に算入されることが9-6-1で規定されている。それに対し、破産手続きに関しては、9-6-1に規定がない。これは破産手続きには法定で債権を切り捨てるという手続きがないためと解される。

ただし、9-6-1は法律ではなく、法律上の債権が消滅する代表例を示したものである。事例のように破産処理の中で、債権金額に対する配当がゼロであったり、その一部であった場合は、残額については法律的に請求権を失うことになるので、貸倒損失になる。

破産手続きの概要は●頁のフローのとおりであるが、管財事件の場合には破産手続終結決定により、同時廃止事件の場合には同時廃止決定により、回収不能額が確定する。

なお、破産管財人から配当ゼロの証明があるなど、配当がないことが確実である場合には、破産手続終結決定や同時廃止決定よりも前の段階での損金算入も可能と考えられる。

（参考条文等）

・法基通9-6-1、9-6-2